

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊生企第190号

令和4年3月8日

還付金詐欺の被害防止対策の集中的な実施について（通達）

本県の還付金詐欺の発生状況については、昨年中、認知件数が33件（前年比33件増加）と大幅に増加していたところ、本年も2月末時点で認知件数が17件となるなど、深刻な状況となっている。

そこで、本日から5月末までの約3か月間、

- ・ 留守番電話設定の普及や自動通話録音機等の貸し出しの促進等による犯人からの電話を直接受けないための対策の推進
- ・ 金融機関等のATM設置場所において携帯電話での通話をさせない「ストップ！ATMでの携帯電話」運動の推進
- ・ 金融機関、コンビニエンスストアの店舗関係者に対するATM設置場所での高齢者への声掛け依頼等の働きかけの強化

その他の還付金詐欺の被害防止に効果があると考えられる対策を集中的かつ徹底的に実施することとしたので、各警察署にあっては、還付金詐欺の被害防止の徹底を図らねたい。